

## 大切なお知らせ

令和3年4月に小・中学校及び義務教育学校等に入学（進級）し  
1年生（7年生）になられるお子さまの保護者のみなさまへ

令和3年度就学援助制度早期申請のお知らせ

# 就学援助新入学児童生徒学用品費（入学準備金）を 3月に支給します！

※入学祝金とは異なり、認定には世帯収入等の審査があります。

八女市では、お子さまが小・中学校及び義務教育学校等に通学するうえで経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費等や給食費などを援助する就学援助制度を設けています。

入学準備に係る保護者の経済的負担を軽減するため、八女市に住民票がある令和3年4月に小・中学校及び義務教育学校の1年生（7年生）になる児童生徒の保護者に対し、令和3年度就学援助の早期認定を行い、支給費目のひとつである新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）を令和3年3月に支給します。

援助を希望される方は、下記のとおり就学援助申請及び新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）支給申請を行ってください。

年度ごとの申請ですので、令和2年度に就学援助を受けている方も、あらためてお手続きが必要です！



### ■就学援助の対象となる方

令和3年度に小・中学校及び義務教育学校等に在学する児童生徒の保護者で、八女市に住民票があり、なおかつ次のいずれかに該当する方

- 1 生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方  
例）生活保護法に基づく保護の停止、又は廃止の措置を受けた方 等
- 2 世帯全員の収入が八女市で定める基準に該当する方
- 3 その他、経済的理由により特に援助が必要であると認められる方  
例）世帯状況の変化（死亡、離婚、離職等）や特別な事情により経済的にお困りの方 等

### ■新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）の入学前支給を受けることができる方

次の（1）～（3）すべてに該当する方

- （1） 令和3年1月に八女市に住民票がある方（令和3年3月末日以前に八女市外に転出される方を除く）
- （2） お子さまが令和3年4月に小・中学校・義務教育学校等へ入学又は義務教育学校7年生へ進級予定の方
- （3） 上記「■就学援助の対象となる方」に該当する方

※上記の要件を満たさなくなった場合は、返還していただくこととなりますので、非該当になる可能性がある方は、入学前支給申請を行わないでください。

裏面へつづく

## ■支給内容

《新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）》

○支給予定額・・・小学校・義務教育学校入学予定 51,060 円  
中学校・義務教育学校等入学（進級）予定 60,000 円

○支給時期・・・令和3年3月5日（金）予定

○支給方法・・・指定の保護者口座へ振り込み

※そのほか、学用品費等・校外活動費・修学旅行費・給食費・学校病医療費などは、入学後7月、12月、3月に支給されます。

## ■早期申請の受付期間

令和3年1月4日（月）～令和3年1月22日（金）【土・日・祝日を除く】

午前8時30分～午後5時15分（上記期間のみ、水曜日は午後7時まで受付）

上記期間中に申請し、認定された方に限り新入学学用品費等（入学準備金）を3月に支給します。（期間内に申請しない場合でも、4月末までに認定された方には7月初旬頃支給します。）3月上旬から新入学生以外の就学援助申請が始まりますが、今回申請された方は改めて申請する必要はありません。なお、今回申請される際には、新入学生ではないごきょうだいの申請も同時にできます。

## ■申請に必要なもの

印鑑

就学援助申請書

※申請書は学校ごとに分けて記入してください。

※裏面の同意書も記入してください。

※同意書は、同一世帯内の高校生以上の方（高校生含む）全員が記入してください。

※認定基準判定の際に、地方税関係情報（収入情報等）を確認するため、該当者本人（同一世帯内の高校生以上の方全員）の同意が必要です。

就学援助新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）支給申請書

振込希望口座の預金通帳（保護者名義）

必要に応じて添付するもの

◇借家にお住まいの方…家賃の月額が確認できる書類（契約書（写）等）

◇児童扶養手当受給者…児童扶養手当証書（写）

◇遺族（障害）年金受給者…年金の受給額が確認できる書類（年金支払通知書等）

◇令和2年1月1日の住所が八女市外の方…世帯全員の令和2年度所得課税証明書

◇離職されて現在も引き続き無職の方…離職したことが分かる書類（離職票など）

◇給付金等その他の収入がある方…受給額等が分かる書類（失業給付・療養給付金等）

※書類に不足・不備がある場合、受付できませんのでご注意ください。

## ■受付場所

八女市教育委員会 学校教育課（八女市役所本庁3階）

※この早期申請は、各支所での受付はできませんのでご了承ください。

※どうしても学校教育課へおいでになれない場合は、下記までお早めにご相談ください。

### ◆問い合わせ先◆

八女市教育委員会 学校教育課学務係 TEL：(23) 1954 FAX：(24) 4331